

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年8月31日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500009号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500043号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和59年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

昭和59年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

昭和59年4月1日付けで親会社のB社(現在はC社)からA社へ出向異動となったが、厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は同年5月1日となっている。

請求期間においても、継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を昭和59年4月1日に訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社が提出した請求者に係る退職者名簿によると、請求者は昭和51年2月16日に入社し、昭和61年2月3日に除籍されるまで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の請求期間当時の元代表取締役は、同社とB社は関連会社であった旨回答している上、雇用保険の被保険者記録及び企業年金連合会が提出した厚生年金基金の加入員台帳から判断すると、請求者は、昭和59年4月1日付けで、B社からA社へ異動していることが確認できる。

さらに、請求者と同時期にB社からA社に異動したとする元同僚が提出した給与支給明細書によると、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和59年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、請求期間当時、法人であることが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に係る雇用保険被保険者記録によると、全員が同年4月1日付けで被保険者資格を取得していることから、同社は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者原票における請求者の昭和59年5月の厚生年金保険の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主及びC社は不明であると回答しているものの、昭和59年4月1日から同年5月1日において、A社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の同年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500089 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500047 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 24 年 12 月 29 日の標準賞与額を 16 万 6,000 円に訂正することが必要である。訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者の A 事業所における請求期間の標準賞与額を、18 万 8,000 円に訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額（厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎になる記録として訂正する標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 12 月

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A 事業所に勤務している期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、請求期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書、A 事業所から提出された給料台帳等の関連資料及び事業主の陳述によると、請求者は、平成 24 年 12 月 29 日において、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の給料明細書及び給料台帳には、平成 24 年 12 月分として支給された給与及び賞与に係る厚生年金保険料が合算して記載されているところ、事業主は、請求期間の厚生年金保険料について、請求期間以前の厚生年金保険料率を適用するなどの誤った計算を行った旨回答しており、実際に控除された厚生年金保険料は、賞与支給額（18 万 8,000 円）に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料額よりも低い額であると推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給料明細書及び給料台帳により確認又は推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、標準賞与額を 16 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、前述の給料明細書、給料台帳等の関連資料及び事業主の陳述により、平成24年12月29日に係る標準賞与額18万8,000円に相当する賞与が、事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

以上のことから、請求者のA事業所における平成24年12月29日の標準賞与額を18万8,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正する記録を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500111 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500048 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は B 事業所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 50 年 10 月 1 日から同年 9 月 2 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 50 年 9 月 2 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 9 月 2 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 9 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月から C 事業所に勤務し、昭和 50 年 9 月 2 日から同事業所の分社である A 事業所に継続して勤務したにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、同年 10 月 1 日とされているので、資格取得日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者が C 事業所から A 事業所に異動した旨陳述しており、C 事業所は、A 事業所とは関連事業所であった旨回答していることから判断すると、請求者は、請求期間に継続して勤務し (C 事業所から A 事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚の陳述から判断すると、請求者の C 事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日である昭和 50 年 9 月 2 日とするのが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿における請求者の昭和 50 年 10 月の厚生年金保険の記録から 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 事業所は当時の資料が保管されておらず、不明と回答しているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日は昭和 50 年 10 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所 (当時) の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年 9 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500090号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500049号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年12月29日の標準賞与額を7万9,000円に訂正することが必要である。訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA事業所における請求期間の標準賞与額を、10万円に訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額(厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎になる記録として訂正する標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A事業所に勤務している期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、請求期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書、A事業所から提出された給料台帳等の関連資料及び事業主の陳述によると、請求者は、平成24年12月29日において、賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の給料明細書及び給料台帳には、平成24年12月分として支給された給与及び賞与に係る厚生年金保険料が合算して記載されているところ、事業主は、請求期間の厚生年金保険料について、請求期間以前の厚生年金保険料率を適用するなどの誤った計算を行った旨回答しており、実際に控除された厚生年金保険料は、賞与支給額(10万円)に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料額よりも低い額であると推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給料明細書及び給料台帳により確認又は推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、標準賞与額を7万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答し

ている一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、前述の給料明細書、給料台帳等の関連資料及び事業主の陳述により、平成24年12月29日に係る標準賞与額10万円に相当する賞与が、事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

以上のことから、請求者のA事業所における平成24年12月29日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として訂正する記録を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500126 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500025 号

第 1 結論

昭和 48 年 5 月から昭和 63 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 5 月から昭和 63 年 9 月まで
請求期間の国民年金保険料については、特例納付により一括納付が可能な時期に 20 万円ずつ 2 回、A 市 B 区役所の窓口で納付した。請求期間が未納期間となっているので、国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、特例納付が可能な時期に 1 回に 20 万円ずつの金額を 2 回に渡り、A 市 B 区役所の窓口で納付した旨主張しているところ、請求期間において、第 3 回特例納付（実施期間は、昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで）が実施されている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿（管理簿）によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 1 月頃に払い出されていることが確認できる上、請求者に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、前述の特例納付実施期間において、請求期間は未加入期間であり、制度上、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を特例納付することはできない。

また、A 市は、A 市 B 区役所の窓口では特例納付保険料を収納することはできなかった旨回答している。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500088 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500044 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 9 月頃から昭和 42 年 10 月頃まで
年金記録を確認したところ、A 社に勤務していた期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、正社員として勤務し、厚生年金保険にも加入していた。勤務していた当時に同社の現場があった B 社 C 工場で撮影した写真もあるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が勤務していた当時の写真を提出していること、また、請求者が A 社における事業主及び同僚として氏名を挙げた 8 人のうち 7 人については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間の一部において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、請求者が A 社に勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、請求期間当時、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、請求者と同じ D 職として勤務していたとして氏名を挙げた同僚 11 人のうち 8 人については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、オンライン記録によると A 社は昭和 40 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているものの、昭和 43 年 8 月 16 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主の親族は、事業主は既に他界していると陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500099 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500045 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月 28 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A 社に係る「内定通知書」に記載されている入社日である昭和 63 年 3 月 28 日に正社員として採用され、同年 6 月末まで勤務した。給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が請求期間において、A 社に勤務していた者として氏名を挙げた同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社に係るオンライン記録によると、請求者が自身の業務内容、雇用形態等が同じであり、同日付けで同社に入社したとして氏名を挙げた同僚二人については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、オンライン記録により、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、当時の正社員の社会保険の取扱いについて、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったこと、厚生年金保険に加入してなかった従業員がいたこと等を陳述していることから、同社は、全ての従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、B 社は、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除等について、当時の資料が保管されていないため不明である旨回答している。

加えて、A 社に係るオンライン記録において、請求期間に請求者の氏名等は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500076号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500046号

第1 結論

請求期間について、請求者のA市B事業所C課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びにA市D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年4月1日から平成11年4月1日まで
② 平成12年4月1日から平成13年4月1日まで

平成10年3月にA市内のE事業所を定年退職後、同年4月1日から平成15年3月31日までの5年間、A市F業務員として、A市B事業所が管轄していたA市G事業所に勤務していた。平成11年4月1日から平成12年4月1日までの期間及び平成13年4月1日から平成15年4月1日までの期間については、それぞれA市B事業所C課及びA市D事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した委嘱状、A市の回答、複数の同僚の回答等から、請求者が請求期間①及び②を含む平成10年4月1日から平成15年3月31日までの期間において、A市F業務員としてA市G事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者と同様にE事業所H組合の組合員資格を喪失後、平成10年4月1日から平成15年3月31日までの5年間、F業務員としてA市内のI事業所等に勤務したと陳述している複数の同僚は、オンライン記録によると、全員、請求者と同様に平成12年2月16日付けで、平成11年4月1日に遡ってA市B事業所C課において厚生年金被保険者資格を取得し、平成12年4月1日付けで同資格を喪失した後、平成13年4月1日付けでA市D事業所において同資格を再度取得しており、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A市は、当時の資料が残されていないため、請求期間に係る厚生年金保険の届出及び給与からの厚生年金保険料の控除については、不明である旨回答している上、前述の同僚を含む複数の同僚は、平成10年度及び平成12年度について、A市B事業所から厚生年金保険には加入しない旨の説明があり、当該期間については、給与から厚生年金保険料を控除されたことはなかったと回答している。

さらに、A市B事業所C課及びA市D事業所に係るオンライン記録によると、請求期間において、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

なお、オンライン記録によると、請求者が勤務していたA市G事業所は、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、請求者及び請求者が氏名を挙げた

同僚の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。